

申請者（自治区長または設置事業者）がごみステーションを新設する場合

（設置事業者のみ）事前に設置地区の自治区長と協議する。

↓ 協議後

（申請者）設置する場合は清掃事業所にて設置予定箇所を協議する。

（必要書類） ・ ごみステーションの位置がわかる配置図・外構図  
・ 設置物の図面（ダストボックス・ブロック積みなど）  
・ 設置予定地の付近案内図

↓ 協議後 清掃業務課職員が現地調査

（申請者）清掃業務課（0565-71-3003）へ現地調査の結果確認をする。

※協議から結果確認まで1週間程度かかります。

↓ 確認後

（申請者）ごみステーション設置・変更申請書（様式第1号）を記入し提出する。

（必要書類） ・ ごみステーション設置・変更申請書  
・ 建設予定地のわかる住宅地図

※収集開始希望日の2週間前までに提出

↓ 届出書類の審査

（市）申請者へ審査結果を通知

↓

（申請者）ごみステーションの新設

ごみステーション設置基準に関しては  
ごみステーション設置要件・基準をご覧ください。

申請者（自治区長または設置事業者）がごみステーションを廃止する場合

（申請者）ごみステーション廃止届（様式第3号）を記入し提出する。

（必要書類） ・ ごみステーション廃止届  
・ 廃止場所のわかる住宅地図

※該当ごみステーションを使っていた方の新規収集先を確保してください。

↓

（申請者）ごみステーションの廃止